

比較文化論 : 大項目別報告 : 結婚 3200

著者	須藤 健一
雑誌名	国立民族学博物館研究報告別冊
巻	011
ページ	125-128
発行年	1990-03-10
URL	http://doi.org/10.15021/00003662

結 婚 3200

須 藤 健 一*

- | | |
|----------|----------------|
| 1. はじめに | 3. 婚資と他の項目の相関性 |
| 2. 婚資の研究 | |

1. はじめに

大項目、結婚の分布および通文化的比較のためにとりあげられた指標（小項目）は、七つである。各小項目の存在が確認された民族件数は、幼児婚約68、婚前性交の禁止27、仲人66、婚資163、労役婚30、一夫多妻制133、一妻多夫制8となっている。本稿ではそれらの小項目のなかで民族件数がかつとも多いのは婚資（3204）である。

まず、その分布をみると、マダガスカル、アッサム・ビルマ、中国南部、台湾とニューギニア本島に集中していることがわかる。つまり、それらの地域で選定した民族のうち、6割以上の民族のあいだで結婚時に婿方から嫁方に婚資を贈る慣行をもっているのである。ここでは、婚資の項目をとりあげて、ほかの諸項目との相関関係を考察する。婚資の項目をとりあげるのは、最多件数という要因のほか、これまでにフォーテス (Fortes, M.), グディ (Goody, J.), スパイロ (Spiro, M.E.) などによって通文化的研究の成果が公けにされている点を考慮したからである [FORTES 1962; GOODY and TAMBIAH 1973; SPIRO 1975; COMAROFF 1980]。

2. 婚資の研究

婚資 (bridewealth) の形態、性格と意味に関しては、アフリカ研究者を中心に多くの議論が積みかさねられてきた。たとえば、エヴァンズ＝プリチャード (Evans-Pritchard, E.E.) は、婚資の支払いが、「女性のもつ諸権利を彼女の夫とその親族へ譲渡する合図になる」と述べている [EVANS-PRITCHARD 1951: 97]。フォーテスは、

* 国立民族学博物館第1研究部

女性のもつ権利として、「性的、生殖能力および家庭内での労働奉仕」をあげている [FORTES 1962: 3]。さらに、メアー (Mair, L.) は法的側面を重視し、婚資が父系社会において子どもの集団帰属を決定する要因となっているので、「子ども代償」といいかえられると規定している [MAIR 1971: 51-52]。それらの概念からもうかがえるように、アフリカ社会における婚資の性格は、女性の人格や社会的地位にたいする「代償」という点に第一義的意味があるといえよう。その代償は「価値ある財」(牛など)があてられ、財を男性と彼の親族(単系出自集団)から、彼の妻の親族に贈与するという形態をとる。そして、婚資と女性のもつ諸権利との交換過程で、それらの2集団は(個々の集団の内的結束と利益を確認しながら)、姻族関係および相互負債の関係をつくりだすことになる。

アフリカ社会における婚資と出自集団の構成原理との対応関係は、社会構造上の特質として、ほかの諸制度(文化要素)との相関関係をうみだす。シュナイダー (Schneider, D.M.) によると、婚資の存在する社会には、父系出自集団、夫方居住婚、レヴィレート婚が重要な制度となっているとのことである [SCHNEIDER 1970: 146]。グディは、さらに兄弟姉妹の結合、一夫多妻婚の要素もくわえうえて、婚資社会(アフリカ)と持参財社会(ユーラシア大陸)とをとりあげ、それらの社会における社会・経済的構造の性格の特徴的差異を指摘した [GOODY and TAMBIAH 1973]。

その概略をのべると、婚資は、母系社会、ムスリム社会および国家組織をもつ社会では重要でなく、そのほかの牧畜民社会やくわ農耕民社会に特徴的的制度である。そして、大規模な婚資を支払う社会は、貧富の差が少なく、階層制、上昇婚、姻族間の地位の不均衡是正、双系制といった諸制度とむすびつく [GOODY and TAMBIAH 1973: 1-23]。このようなグディの大まかな対比は、コマロフ (Comaroff, J.L.) によっていくつかの問題点が指摘されているが [COMAROFF 1980: 7-21]、本稿ではシュナイダーとグディの提示した婚資と関連する文化要素複合を参照にして、東南アジアとオセアニアの諸社会における婚資とほかの文化要素(小項目)との相関についての傾向性を明らかにしてみよう。

婚資とほかの小項目との関連を把握するために、ここでは、結婚項目のなかでの婚資とほかの項目との関係について検討する。そして、婚資とほかの大項目にまたがる関係については、Ⅲ節でとりあげる。そこでは、1) 婚資と生業、2) 婚資と親族組織にわけて、それらの相関関係を検討する。

3. 婚資と他の項目の相関性

婚資 (3204) が存在する163民族のうち、幼児婚約 (3201) をもつ民族数は50である。この数は、幼児婚約の慣行をもつ68民族の74%にあたる。各小項目と婚資との双方を共有する民族数が、個々のをもつ民族の総数に占める婚資の割合は、つぎのとおりである。婚前性交の禁止 (3202) の項目をもつ民族のうち婚資を共有するのは26例で96%、仲人 (3203) が66のうち59例で89%、労役婚 (3205) が30のうち25例で83%、一夫多妻制 (3206) が133のうち105例で80%、一妻多夫制 (3207) が民族中、6つが婚資をもち75%になる。

婚資と共存する小項目中、最多件数をしめすのは一夫多妻制 (3206) の133例であり、数は半減するが、幼児婚約、仲人、労役婚とつづく。一方、婚資との相関関係の強さは、婚前性交の禁止が最高で、以下、仲人、労役婚、一夫多妻制の順で、いずれも80%をこす。婚前性交の禁止の規制をもつほとんどの社会に婚資がみられるということは、少女の処女性に高い価値をおいているとみなせよう。それは、仲人と婚資の関係についても、若者の自由恋愛より仲人の口ききで結婚が成立すると解釈できよう。また、労役婚をもつ民族のうち83%が婚資をもつという点も、「男性が婚資 (の不足) のかわりに妻の親族にたいして労働奉仕をしたり、労働力を提供する」という慣行を考慮すれば首肯できる。そして、婚資と一夫多妻制の重複頻度の高さは、「婚資支払い能力のあるものが複数の女性を配偶者にできる」という婚資の意味を考慮にいれば、妥当な傾向性と考えられる。

ほかの項目間関係で注目されるのは、一妻多夫制をもつ6民族、Lisu と Southern Cook, Easter, Lesu, New Caledonia と Rossel の各島民のあいだでは、一夫多妻制もみられることである。それらの社会には、婚資もともなっている。一妻多夫婚を制度としている社会では、男女の人口差によって配偶者選定に不均衡が生じたときに、それを修正する方法として一夫多妻婚が許容されていると考えられる。

つぎに、民族を指標にして、一妻多夫制を除く結婚小項目の保有数をくらべてみると、1民族で共有する最多項目数は5件で、その民族数は5例である。それらは、婚資 (3204)、一夫多妻制 (3206)、幼児婚約 (3201)、婚前性交の禁止 (3202) と労役婚 (3205) をもつ Rengma Naga と Pulang のグループと、婚資、一夫多妻制、幼児婚約、婚前性交の禁止と仲人 (3203) をもつ Lisu, Sumbanese, Mandaya のグループとにわかれる。つまり、前者と後者のグループは、労役婚 (3205) と仲人 (3203) の項目の有無が重要な類別点になっている。しかし、労役婚と仲人という慣行は、

Burmese, Chin, Dobu 島民のあいだでは、排他的関係になっていない。興味深いのは、労役婚と仲人の項目を共有するそれら3社会は、いずれも婚資と一夫多妻婚が存在する反面、幼児婚約と婚前交渉の禁止の項目が欠如することである。